

# 台湾税務および投資法令アップデート

## 2018年11月

pwc

資誠

### 所得税法

#### 多国籍企業は国別報告書およびマスターファイルの提出期限に留意

多国籍企業グループの台湾子会社(台湾支店を含む)は、国別報告書およびマスターファイルの作成要件を満たす場合、決算日後1年以内に所在地の税務機関に提出することが義務付けられています。例えば、会計年度が12月決算の場合は、年末(2018年12月31日)が提出期限となりますので、留意が必要です。

#### 「自由貿易港区設置管理条例」第 29 条、「国際空港園區發展条例」第 35 条の改正草案

2018年10月11日に「自由貿易港区設置管理条例」第29条および「国際空港園區發展条例」第35条の改正草案が行政院から立法院に提出され、租税優遇措置の適用対象、業務形態および免税枠が改正されるほか、移行措置が新設される予定です。今回の改正草案の焦点をまとめると次の表のとおりとなります。

項目	現行	草案
免税適用対象	外国営利事業者またはその台湾支店	台湾内で準備的または補助的活動のみを行う台湾内外の営利事業者(注1)
免税対象業務	貯蔵および簡易加工	購買、輸入、貯蔵または運送
免税枠	台湾外への輸出：輸出売上高全額が免税 台湾内での販売：台湾内外の売上高総額の10%以内が免税(注2)	台湾内での販売、台湾外への輸出を問わず、売上高全額が免税
適用期間(期限)	草案が可決された場合、改正前に認定を受けた案件の課税免除期限は2021年12月31日まで	2019年度の法人税決算申告より適用

注1：準備的または補助的な活動のみ行う営利事業者であるかどうかは、営利事業者の全体の業務活動から見て必要で重要な部分に該当する活動であるかどうかにより判断する。例えば、物品の製造が主要業務である営利事業者が、台湾内で物品の貯蔵、展示または運送のみを行い、その主な業務(例えば、契約の締結、生産または製造、研究開発)を行わない場合、台湾内で準備的または補助的な活動のみ行う営利事業者には該当する。物流・運送を主要業務とする営利事業者が台湾内で顧客のために行う貯蔵または運送の場合は、準備的または補助的な活動のみ行う営利事業者には該当しない。

注2：台湾内での販売による売上高/当年度の台湾内外の売上高総額により計算する。

**財政部が2018年11月7日に「営利事業者の免税所得に係る原価費用および損失の配賦規定」の改正条文を公布**

改正のポイントは次の表の通りです。

改正の内容	施行日
2016年1月1日より施行された「房地合一」税(不動産取引所得税)制に合わせ、次のように改正。 ・「房地合一」新税制においても所得税が免除される土地、土地の改良物(所得税法第4条の5)は、本規定を適用する。	2018年度より
2010年4月13日付台財税09800577170号通達における解釈が盛り込まれた。 1. 建物および土地、有価証券の売買および先物取引を本業とする営利事業者の固定資産となる土地の購入資金および明確に帰属できる支払利息は、配賦計算に入れない。 2. 支払利息の配賦計算式の分母である「全体の運用可能資金」のうち「自己資金」がマイナスである場合、ゼロとして計算する。 3. 株主からの借入金は、固定資産となる土地の購入に指定された場合を除き、利息計算の有無を問わず、いずれも「全体の運用可能資金」の「借入資金」に算入する。	2018年度より
2018年2月7日付台財税10604628600号通達における解釈が盛り込まれた。 ・売却する有価証券が債券に該当する場合は、「免税の債券取引の純損益絶対額」を選択し、配賦すべき支払利息を計算できる。	未認定・未確定案件であれば、適用可能

## 会社法

**毎年定期的に中央管轄官庁が設置または指定するプラットフォームで利害関係者に関する情報を申告必要**

行政院は、2018年8月1日に総統により公布された改正会社法について、その施行日を11月1日と指定しました。改正会社法第22条の1に定める、毎年定期的に中央管轄官庁が設置または指定するプラットフォームでの申告が必要との規定について、次のようにポイントを説明しています。

### 一、申告のタイミング

1. 初回申告：2018年11月1日から2019年1月31日まで。申告時の最新情報に基づく。
2. 定期申告：2020年より毎年3月1日から3月31日までに前年度12月31日現在の情報を申告。
3. 変更申告：変更時は15日以内に申告。

- 二、取締役、監査役、経理人および保有する発行済株式総数または資本総額が10%を超過する大株主に関する情報の申告義務
  1. 氏名または名称。
  2. 国籍。
  3. 生年月日または設立登記年月日。
  4. 身分証明書番号または統一番号。
  5. 持株数または出資額。
  6. その他中央管轄官庁の指定する事項。
- 三、申告義務者：会社を代表する責任者。
- 四、委任代理人：後日管轄官庁による検査、または権利と責任関係を明確にさせるため、委任代理人の人数は1人とする。
- 五、適用しない会社
  1. 国営事業管理法第3条第1項に定める会社。
  2. 株式公開発行の股份有限公司(株式会社)。
  3. その他中央管轄官庁ならびに法務部により公告された会社。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
<b>パートナー</b>			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
<b>ディレクター</b>			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaow-wuu.wang@tw.pwc.com
<b>シニアマネージャー</b>			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
<b>マネージャー</b>			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com
			<a href="http://www.pwc.tw/ja.html">http://www.pwc.tw/ja.html</a>

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details.